

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ

耐震診断費・耐震改修費・ブロック塀等撤去費の補助

市役所建築課
☎0587(32)1418
ID 10008000
5月7日(木)～12月25日(金)
に、市役所建築課へ申し込んでください。

①耐震診断
●木造住宅の無料耐震診断
▼対象 次の全てを満たす住宅

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

問合せ 市役所収納課 ☎0587(32)1248 ID 1006389
新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な場合、申請すれば徴収の猶予や換価の猶予が受けられる場合があります。新型コロナウイルス感染症を発症した方(家族を含む)や、新型コロナウイルス感染症の影響により事業・財産に相当な損失を受けた方は、相談してください。

宅の所有者(法人も可。空き家は除く) ①木造2階建て以下の在来軸組構法および伝統構法による1戸建て住宅、長屋、併用住宅、共同住宅②昭和56年5月31日以前に着工された③自己居住または貸家(居住者の同意が必要) ▼定数 80棟(先着順)
●非木造住宅耐震診断費の補助
▼対象 次の全てを満たす住宅の所有者(法人も可。空き家は除く) ①木造以外の1戸建て住宅、併用住宅②昭和56年5月31日以前に着工された③自己居住または貸家(居住者の同意が必要) ▼定数 1棟(先着順。申し込み初日に定数を超えた場合は抽選)
▼限度額 9万円
②耐震改修費などの補助
●木造住宅の改修費補助
無料耐震診断の結果、一定の基準を満たさないと診断された住宅の耐震改修費などを補助します。
●非木造住宅の改修費補助
耐震診断の結果、「安全でない」と診断された住宅の耐震改修費を補助します。
▼定数 ①木造および非木造

住宅耐震改修費補助金(限度額100万円)：20戸②木造住宅段階的耐震改修費補助金(限度額90万円)：1戸③木造住宅耐震シエルトー整備費補助金(限度額30万円)：2台④木造住宅除却費補助金(限度額20万円)：30戸(先着順。申し込み初日に定数を超えた場合は抽選)
③ブロック塀等撤去費の補助
地震によるブロック塀倒壊の被害などを防止するため、撤去工事の費用を補助します。
▼対象 次の全てを満たすブロック塀などの所有者または管理者(法人も可) ①コンクリートブロック、コンクリートパネル、レンガ、石材、その他これらに類する材料を用いたもの②高さが1m以上で道路などに倒壊する恐れのあるもの(全撤去) ▼限度額 20万円(先着順)



住宅用火災警報器を設置しましょう

消防本部予防課
☎0587(22)2114
ID 10005322
市では、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置を義務付

令和2年度市消防団員が任命されました

問合せ 消防本部総務課 ☎0587(22)2111 ID 1003419
4月1日付けで新たな消防団員が任命され、令和2年度は総勢308人で地域の安心・安全を守ります。消防団は、本業を持つ傍ら、火災などの災害時には昼夜を問わず駆け付けて活動を行う、非常備の消防機関です。消防団員は災害時以外にも、地域に根差した防災の要として、火災予防の啓発や防災訓練の指導などを行っています。



けています。設置していない住宅は早急に設置しましょう。設置してある住宅では、電池交換やセンサー部分のほこりの拭き取りなどの維持管理をしてください。また、火災警報器は古くなると火災を感知しなくなることがあるので、10年を目安に交換してください。
●悪質訪問販売などに注意してください
市職員が火災警報器などを訪問販売したり、特定の業者に販売をあっせんしたりすることはありません。おかしいと思ったら、はっきり断りましょう。トラブルは、稲沢市消費生活センター(☎0587(32)2594)などへ相談してください。

計量器定期検査

市役所商工観光課
☎0587(32)1332
ID 10006525
商店、工場、病院、学校などで取引・証明に使用される計量器(はかり)は、計量法により2年に1回定期検査を

受けなければなりません。該当する計量器を所持している方は、必ず検査を受けてください。 ※計量士による代検査を受ける場合は、この検査は必要ありません
▼とき 6月8日(月)～10日(水)、午前10時～正午・午後1時～3時 ▼ところ 産業会館 大会議室 ▼費用 計量器の種類や使用するおもりの個数により異なる

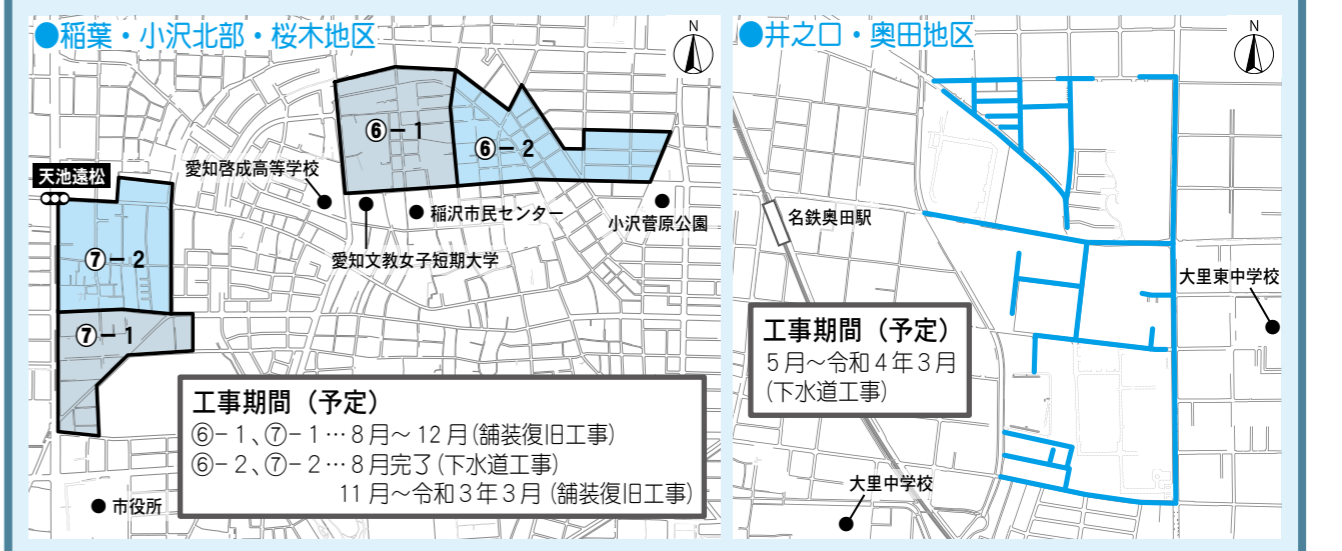
工場の新設・増設などをするときは届け出を

市役所商工観光課
☎0587(32)1346
ID 10001929
敷地面積9000平方メートル以上または建築面積3000平方メートル以上の工場などを市内に新設・増設などをする場合は、原則、着工日の90日前までに市へ届け出ることが義務



公共下水道工事のお知らせ

問合せ 下水道課(上下水道庁舎内) ☎0587(21)4199 ID 1002318
稲葉・小沢北部・桜木地区、井之口・奥田地区で、公共下水道工事を行います。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。



付けられています。また、支援制度もありますので、活用してください。

事業所(製造業・物流業)用地などの情報提供を

市役所商工観光課
☎0587(32)1346
ID 10001944
企業の誘致や土地・建物の有効活用を図るため、事業所用地などの情報を一括管理する事業を行っています。また、まった土地の売却・賃貸を考えている方や情報を持っている方は、情報提供をお願いします。

5月15日～21日は総合治水週間

市役所土木課
☎0587(32)1389
雨水を一時的にため地下に浸透させる機能を持つ田畑が減少したことで、雨水が短時間で大量に河川や水路へ流れ込むようになり、洪水が起る危険が高まっています。この問題に対応するには、

「ハローワーク宮」土曜開庁を終了します

問合せ ハローワーク宮 ☎0586(45)2048 41#
ハローワーク宮では、第1・3土曜日に在職中の方などを対象に職業相談、紹介業務を実施してきましたが、雇用状況が改善する中、求職者が減少している状況を踏まえ、5月16日(土)をもって終了します。

河川の改修だけでなく雨水をためる施設を増やすなど流域全体で取り組む必要があり、これを総合治水といいます。新川流域は平成18年から特定都市河川流域に指定されました(市内ではJR東海道本線より東側の地域が該当)。
●できることご協力を
①田畑を積極的に保全しましょう
②風呂水を落とすタイミングは、降雨時を避けましょう
※詳しくは新川・境川流域総合治水対策協議会のホームページで確認してください